

行田市公共工事等電子入札運用基準

行 田 市

令和 8 年 3 月

目 次

1	電子入札対象案件について	1
2	電子証明書について	1
	(1) 利用可能な電子証明書	1
	(2) 利用者登録	1
	(3) 共同企業体の取扱い	2
3	システム障害等について	2
	(1) 本システムに障害が発生した場合	2
	(2) 本システム以外に障害が発生した場合	2
4	入札案件登録について	2
	(1) 受付期間等の設定	2
	(2) 入札額等の表記	2
5	発注図書等の閲覧・貸与について	2
6	関係書類の提出について	3
	(1) 電子データのファイル形式の指定	3
	(2) 提出方法	3
	(3) ウィルス対策	3
7	入札手続について	4
	(1) 入札書等の提出	4
	(2) 紙による入札書の提出	4
	(3) 入札金額見積内訳書の提出	4
	(4) 入札の辞退	5
8	開札手続について	5
	(1) 開札	5
	(2) 開札時の立ち会い	5
	(3) くじの実施	5
	(4) 開札処理が長引いた場合	5
	(5) 開札の延期	6
	(6) 入札書未提出の取扱い	6
	(7) 開札の中止	6
	(8) 再度の入札	6
9	電子証明書の不正使用について	6
10	その他	7
	様式1 紙入札方式参加申請書	
	様式2 辞退届	

行田市公共工事等電子入札運用基準

埼玉県電子入札共同システム（以下「共同システム」といいます。）は、入札への参加申請から入札、落札者決定までの手続（以下「入札・開札手続」といいます。）をコンピュータとネットワークを利用して処理するシステムであり、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）、入札情報公開システム、競争入札参加資格審査受付システムなどで構成されています。

この行田市公共工事等電子入札運用基準（以下「本運用基準」といいます。）は、本システムで円滑かつ適切に入札・開札手続ができるように取扱を定めたものです。

なお、本運用基準に定めのない事項については、入札、契約関係諸規程によるものとします。

（用語の定義）

「公共工事等」：行田市で発注する建設工事、製造の請負、物品の買入れ、賃貸借又は設計、調査、測量その他の業務委託

「電子入札」：本システムで処理する入札・開札手続

「紙入札」：紙に記載した参加申請書や入札書を使用して行う入札・開札手続

「入札参加者」：入札（見積りを含む）に参加しようとする者（入札参加希望者を含む。）

「関係書類」：入札書、見積書等の入札・開札手続で使用する書類

1 電子入札対象案件について

行田市が電子入札で行うことを決定した案件を電子入札の対象案件とします。

2 電子証明書について

（1）利用可能な電子証明書

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書で、紙の書類に押印する印鑑に相当します。

作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであることを電子認証局が証明します。

本システムで利用可能な電子証明書は、別途公表する民間の電子認証局が発行したもので、行田市建設工事等入札参加資格申請又は行田市物品等競争入札参加資格申請をした営業所（本社を含む。）の代表者（入札参加資格者名簿登載者）名義のものを原則とします。

なお、本社以外の営業所が本社の代表者（入札参加資格者名簿登載者）名義の電子証明書を利用することも可とします。

（2）利用者登録

初めて本システムを利用する場合や、新しく電子証明書を取得された場合は、本システムで電子証明書の利用者登録を行ってください。

また、登録内容に変更がある場合は、直ちに利用者情報の変更を行ってください。

(3) 共同企業体（以下「JV」といいます。）の取扱い

特定JVにおいては、JV代表者が単体企業として利用者登録済みの電子証明書を使用するものとし、経常JVにあつては、経常JVとして利用者登録済みの電子証明書を使用するものとします。

3 システム障害等について

(1) 本システムに障害が発生した場合

本システム用のサーバー・ネットワークなどに障害が発生し、入札・開札手続を処理できないことが判明した場合は、入札・開札手続の延期、取止め又は紙入札への移行などの措置を講じることがあります。

この措置を講じた場合は、本システム以外の方法（インターネット、電子メール、電話、FAX等）により入札参加者に連絡するものとします。

(2) 本システム以外に障害が発生した場合

天災、広域的・地域的な停電・ネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が本システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、入札・開札手続の延期、取止め又は紙入札への移行などの措置を講じることがあります。

この措置を講じた場合は、本システム以外の方法（インターネット、電子メール、電話、FAX等）により入札参加者に連絡するものとします。

4 入札案件登録について

(1) 受付期間等の設定

参加申請書、入札書等の提出期限（見積期間）等は案件ごとに定めるものとします。

なお、開札日時は、入札書受付締切日の翌日を標準として、各案件ごとに行田市が定めることとします。

(2) 入札額等の表記

本システム上で入力又は公開される設計額、予定価格、調査基準価格、最低制限価格、入札額及び落札額は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とします。

5 発注図書等の閲覧・貸与について

電子入札案件の発注図書等の閲覧・貸与は、入札参加者のIT環境等に応じて、案件ごとに行田市がその方法を定め、公告等で明示するものとします。

<例>

①指定場所での閲覧・貸与

②電子データによる方法

- ・本システムから（公告等の添付または入札情報公開システムからのダウンロード）
- ・CD-R等の電子媒体の貸与

③指定印刷業者による有償頒布

6 関係書類の提出について

(1) 電子データのファイル形式の指定

入札参加者が関係書類を提出する際に使用できる電子データのファイル形式は、次のとおりとします。

ア 関係書類（入札金額見積内訳書を除く）

番号	種類	保存するファイル形式
1	Microsoft Office	xlsx、xls
2	ドキュメント	docx、doc
3	(2003以降)	pptx、ppt
4	その他ドキュメント、データ	rtf、csv、txt
5	PDF	pdf
6	画像ファイル	jpg、jpeg、tif、tiff、png、gif

なお、パスワード付きファイルについては、発注機関で正しくダウンロードすることができないため、使用できません。

イ 入札金額見積内訳書

- ・「.docx」形式（Microsoft Word 2007以降のバージョン）
- ・「.xlsx」形式（Microsoft Excel 2007以降のバージョン）
- ・「.pptx」形式（Microsoft PowerPoint 2007以降のバージョン）

(2) 提出方法

関係書類は、原則として電子データで提出するものとし、本システムの添付機能を利用して提出してください。

ただし、電子データの容量が3MBを超える場合や、行田市が上記(1)で指定する電子データのファイル形式以外の提出を認めた場合は、関係書類の作成方法、提出方法について、発注者の指示に従ってください。

関係書類を紙媒体で提出する場合の提出期限（行田市に必着とします。以下同じ。）は、本システムによる提出期限と同一とします。

(3) ウィルス対策

入札参加者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を必ず講じてください。

ウイルス対策アプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類等を作成、提出する場合は必ずウイルス感染チェックを行ってください。

行田市の担当者は、提出された関係書類その他の電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、ウイルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとしします。

入札参加者から提出された関係資料等がウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、共同システムの管理者に連絡するとともに、当該関係資料を提出した入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとしします。

7 入札手続について

(1) 入札書等の提出

電子入札では、参加申請書や入札書等は本システムのサーバーに正常に記録された時点で提出されたものとしします。

本システムでは、提出された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申請書や入札書等の提出を行った時は、必ず受信確認通知の表示を確認してください。

受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに記録されていないので、再度提出処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は、共同システムのヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示はできませんので、必要に応じて印刷等を行ってください。

※1 入札書の提出時は入札金額等を暗号化して送信しています。入札書提出後（受信確認通知の表示以降）は入札金額の確認ができませんので注意してください。

※2 地方自治法施行令により、一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

(2) 紙による入札書の提出

社名や代表者の変更により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合など、やむを得ない理由がある場合は、「紙入札方式参加申請書」（様式1）を行田市に紙媒体で提出して、承認を得てください。

なお、この申請は競争参加資格確認申請書や入札書等の提出期限までに必ず行ってください。

＜紙入札を認める例＞

- ①会社名、会社所在地、代表者の変更により、電子証明書の再取得が間に合わない場合
- ②電子証明書の閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続き中の場合
 - ※ 上記①、②は、社会通念上相当と考えられる手続き期間内に限ります。
- ③電子入札の導入準備を行っているが、間に合わなかった場合
- ④その他やむを得ない事情があると認められる場合

また、紙による入札書の提出については、原則、紙入札方式参加申請者が行田市の指定した日時及び場所に持参してください。ただし、郵送による提出を希望した場合は、信書（簡易書留、レターパック等到達が確認できる方法）により提出することが出来ます。

詳細は、各案件の通知書類または「行田市郵便入札執行要領」を参照してください。

（３）入札金額見積内訳書の提出

入札書に添付する入札金額見積内訳書（以下「内訳書」といいます。）は、6の「関係書類の提出について」に従い提出してください。

なお、紙媒体による内訳書の提出を求める場合は、その旨を公告等に明記します。

（４）入札の辞退

入札書提出前に入札辞退する場合は、入札書受付期間内に本システムにより辞退してください。また、開札時において入札書が不着の場合も辞退扱いとします。

なお、一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

例外として、本システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、行田市は開札までの間、辞退届（様式2）を受け付けるものとします。

＜本システムによる入札書提出後の参加資格喪失の例＞

- ・本システムにより入札書を提出後、他の案件を落札したことにより、予定していた技術者を配置できなくなった場合

8 開札手続について

（１）開札

本システムによる開札は、事前に設定した開札予定日時以後に速やかに一括で行います。

ただし、紙入札方式による参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を本システムに登録し、その後に電子入札書を一括開札して立会者等の確認後、落札者の決定を行います。

（２）開札時の立ち会い

入札参加者は、開札に立ち会うことができます。立ち会いを希望する場合は、会場設定の都合上、遅くとも開札前日までにご連絡ください。

なお、代理人が立ち会う場合は、委任状が必要です。

また、立ち会いを希望する参加者がいない場合は、入札に関係のない行田市の職員を立ち合わせるものとします。

(3) くじの実施

落札となるべき金額の入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、本システムにより電子くじを実施します（電子くじとは、入札参加者が入札時に入力した任意の3桁の数字と、システムで発生する乱数を用いて落札者を決定するものです。）。

紙入札者は、任意の3桁の数字を決め、行田市の担当者がその数字を本システムに入力します。

(4) 開札処理が長引いた場合

開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延（1時間程度を目安とします。）する場合は、行田市は必要に応じて本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に、処理状況の情報提供を行うものとします。

(5) 開札の延期

開札を延期する場合、行田市は、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとします。

(6) 入札書未提出の取扱い

入札書提出締切予定日時において、入札書（紙入札によるものを除く）が本システムのサーバーに正常に記録されていない場合は、当該入札参加者は、入札を辞退したものとみなします。

(7) 開札の中止

開札を中止する場合、行田市は、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、入札書を開封せずに本システムに中止の結果登録をするものとします。

(8) 再度の入札

開札の結果、落札者が決定しない場合、再度の入札（以下「再入札」といいます。）を本システムで行います。

原則として、再入札は第1回目の開札の翌日に実施するものとし、第1回目

の開札が開札日の午前中に終了する場合など、当日に再入札を実施できる環境が整えば、入札結果通知から概ね3時間以上をあげ、開札当日に再入札を行うことができるものとします。ただし、翌日が行田市の休日となる場合は休日の翌日とします。

なお、行田市は、第1回目の開札当日に再入札を実施する予定のある案件は、その旨を入札参加者へ通知するものとします。

また、再入札の実施については、入札の当該案件に入札書を提出した参加者全員に入札結果とあわせて通知します。

再入札に紙入札が含まれる場合、入札参加者は、行田市が指定した日時・場所に入札書を提出するものとします。

9 電子証明書の不正使用について

入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合には、指名停止等の措置を行うことがあります。

電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格を取り消します。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

<不正に電子証明書を使用等した場合の例>

- ・他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、または参加しようとした場合
- ・代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用して入札に参加し、または参加しようとした場合
- ・同一案件に対して、複数の電子証明書を使用して複数の参加申請書や入札書を提出し、または提出しようとした場合

10 その他

電子入札システムへのログインID、パスワードを紛失した場合の手続きについては、埼玉県の電子入札担当課で行います。

附 則

この運用基準は、平成18年10月1日から施行するものとします。

附 則

この運用基準は、平成29年6月26日から施行するものとします。

附 則

この運用基準は、平成29年9月1日から施行するものとします。

附 則

この運用基準は、平成31年4月1日から施行するものとします。

附 則

(適用期日)

- 1 この運用基準は、令和3年10月1日から施行するものとします。
- 2 この運用基準適用の際、現に入札手続中の案件については、なお、従前の例によるものとします。

附 則

この運用基準は、令和8年3月2日から施行するものとします。

様式1

紙入札方式参加申請書

年 月 日

行田市長

様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者名

下記案件について、埼玉県電子入札共同システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を申請します。

記

1 案件名称

2 電子入札に参加できない理由

上記について承認します。

年 月 日

様

行田市長

様式 2

辞 退 届

年 月 日

行田市長

様

(申 請 者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

下記案件について、埼玉県電子入札共同システムによる電子入札の参加資格を喪失したので、辞退します。

記

1 案件名称

2 参加資格喪失の理由 ((1)、(2)いずれかに○を付けて、必要事項を記入してください。)

(1) 予定していた技術者が、先に落札した他の案件で配置され、上記案件に配置できなくなったため (当該予定技術者の配置が決まった他の案件について、以下の①～③を記入してください。)

①案件名称

②発注機関

③落札日

(2) その他 (具体的理由を記入してください。)